

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 総合警備保障株式会社

業者の住所 : 東京都港区元赤坂1-6-6

2 指名停止の期間 : 令和4年5月2日～令和4年6月1日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

当該業者の元使用人は、当該業者の使用人であった令和3年10月28日、ATM(現金自動預払機)のメンテナンス業務中に、千葉県内の金融機関の支店など6カ所に設置されたATMから現金計9,598万円を盗んだとして、窃盗の疑いで令和4年1月5日、千葉県警に逮捕された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間及び措置対象地区 |
|---|-------------------------------------|
| 1～14 省略 | 省略 |
| (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不适当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内 |
| 16 省略 | 省略 |

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)